第26回石岡市農業委員会総会会議録

１　開催年月日　令和８年８月10日（月）

２　開催場所　石岡市八郷総合支所　１階　会議室

３　出席委員

１番　水谷　政利	２番　小野　もと子	３番　石﨑　吉男
５番　山﨑　美榮子	６番　飯村　伸一	７番　三輪　正
８番　高橋　浩	９番　萩原　重信	10番　髙野　済
11番　山口　和明	13番　本図　孝	14番　小松　與平

４　欠席委員　４番　廣瀬　栄

５　事務局　事務局長　荻沼　宏樹　　課長　大和田　誠
係長　山本　茂輝

６　審議議案

議案第１号　農地法第３条の規定による許可の取消願について
議案第２号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請に対する許可について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請に対する許可について
議案第５号　非農地証明願の意見の決定について
議案第６号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

報告第１号　農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第２号　農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第３号　制限除外の農地の移動届の報告について
報告第４号　農地法第18条第６項の規定による通知の報告について
報告第５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報告第６号　農地法第３条第１項第13号の規定による届出について

７　会議の顛末

開　会　　午後２時30分

議長）只今より、第 26 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 12 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第６条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第２項の規定により、会議録署名委員には、１番水谷委員、２番小野委員の２名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、１班、小野委員、三輪委員、山口委員、身内推進委員、髙塚推進委員、２班、水谷委員、山﨑委員、髙野委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第１号、農地法第３条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、議案第１号の１番については、願出のとおり、許可を取り消すことに決定いたします。次に、議案第２号、農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号１番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 307 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稲を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、１番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、許可することに決定いたします。続いて、２番に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与の制限がありますので、三輪委員は退席願います。それでは、２番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号２番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 576 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稲を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、２番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、２番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、２番については、許可することに決定いたします。続いて、３番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号３番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約 19 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稲及びイチゴを作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、３番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）髙野委員の報告が終わりました。審議願います。３番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、３番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、３番については、許可することに決定いたします。続いて、４番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号４番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で

約241アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、ジャガイモを作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、４番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）髙野委員の報告が終わりました。審議願います。４番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、４番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、４番については、許可することに決定いたします。続いて、５番については、令和８年８月６日付けで、農地法第３条の規定による許可申請の取下願が提出され、取下げとなっています。続いて、６番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第２号６番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、６番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山﨑委員の報告が終わりました。審議願います。６番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、６番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、６番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第２号につきましては、取り下げのあった５番を除く、５件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第３号、農地法第４条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第３号１番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第１種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、

農地法施行規則第 33 条第１項第４号に当たりますので、第１種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、農業を営んでおりますが、農作業を円滑に行うため、耕作地に隣接した本申請地に、農家住宅を建築するため、申請されたものです。雨水は、浸透桝を施行し宅地内処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって１番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第３号の申請については、許可するものと決定いたしました。次に、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号１番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差、雑種地で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、屋根工事業を営んでおりますが、業務量の増加により既存の資材置場が手狭なため、新たに資材置場を確保し事業拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって１番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）髙野委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、２番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号２番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、高速道路、山林、高低差などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない申請地を有効活用するため、太陽光発電施設を設置したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって２番については、許可しても差し支えないと思われますが委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、２番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、２番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、３番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号３番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設の適地を探していたところ、本申請地は必要最小限の面積と日照が確保できるため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって３番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。３番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、３番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、３番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、４番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号４番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設の適地を探していたところ、本申請地は必要最小限の面積と日照が確保できるため、申請に及んだ

ものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって４番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。４番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、４番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、４番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、５番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号５番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、申請地周辺の住宅化が進み、駐車場用地としての需要が高まっているため、貸駐車場として転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって５番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山﨑委員の報告が終わりました。審議願います。５番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、５番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、５番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、６番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号６番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林、宅地、雑種地などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、現在アパートで生活されておりますが、今後の生活設計をするにあたり、自己用住宅が必要となり申請されたものです。雨水は、雨水浸透桝により敷地内処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって６番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。６番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ **挙手なし** ≫

議長）無いようですので、６番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ **挙手多数** ≫

議長）賛成多数と認め、６番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、７番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号７番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差、雑種地などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、耕作放棄地となっている申請地に、太陽光発電施設を設置し、事業拡大を図るため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって７番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。７番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ **挙手なし** ≫

議長）無いようですので、７番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ **挙手多数** ≫

議長）賛成多数と認め、７番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、８番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号８番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、土地の形状、日照条件等が良好な申請地を、太陽光発電施設として転用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって８番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。８番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ **挙手なし** ≫

議長）無いようですので、８番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、８番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、９番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号９番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、土地の形状、日照条件等が良好な申請地を、太陽光発電施設として転用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって９番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。９番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、９番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、９番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号 10 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、平成 24 年に居宅及び物置を建築されましたが、物置が自宅の敷地ではなく、申請地に建築されていることが判明し、是正するため始末書を添付の上、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理されており、転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 10 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、10 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号 11 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、平成 21 年に居宅を建築されましたが、居宅の一部が隣地に越境していることが判明し、是正するため始末書添付の上、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理されており、転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 11 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号 12 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、河川、集落で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第２種農地と判断しました。申請人は、業務拡大にあたり、太陽光発電施設用地を検討していたところ、申請地は日照も十分にある適地と判断し、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 12 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山﨑委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、12 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第４号 13 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地と判断しました。申請内容から、拡張面積が既存施設の面積の２分の１を超えないため、農地法施行規則第 35 条第５号に当たりますので、第１種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、隣接する農地の一部が、宅地へ張り出した形状になっていることから、敷地形状を整えるため、転用申請されたものです。　転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 13 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、13 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、14 番について、令和８年８月 10 日付けで、農地法第５条の規定による許可申請の取下願が提出され、取下げとなっています。只今の、議案第４号につきましては、取り下げのあった 14 番を除く、13 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第５号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。１番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第５号１番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地として使用され、46 年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、１番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。１番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、１番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、１番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、２番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第５号２番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地として使用され、24 年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、２番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。２番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、２番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、２番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第５号の２件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）　　事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。審議願います。議案第６号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

≪ 挙手多数 ≫

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第１号から第６号についてですが、内容は議案書 10 ページから 19 ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第１号から報告第６号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

≪ 挙手なし ≫

議長）無いようですので、報告第１号から報告第６号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 26 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後３時８分　　閉　　会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和８年８月 10 日

議事録署名人

議　長

１番

２番